グループホームくんわ運営規程

第１章　事業の目的等

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　やまなみ会（以下、「事業者」という。）が開設するグループホームくんわ（以下「事業所」という。）が行う障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障がい福祉サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

（主たる事業所の名称及び所在地）

第２条　本事業所の主たる事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　名　称　障害者グループホーム　くんわ

(2)　所在地　熊本県阿蘇市黒川４３１番地

（共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者）

第３条　本事業所の共同生活住居及びサテライト型住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

名　　称	所在地	入居定員	主たる対象者
治　誠　寮	熊本県阿蘇市黒川４３１	5人	知的障害者 精神障害者
くんわホーム	熊本県阿蘇市黒川４０３―２	9人	知的障害者 精神障害者
第二治誠寮	熊本県阿蘇市黒川４３０―３	7人	知的障害者 精神障害者
コーポ赤水	熊本県阿蘇市赤水１８８９－１	9人	知的障害者 精神障害者
かがやきハイツ	熊本県阿蘇市黒川４０３－３	9人	知的障害者 精神障害者
ひだまり	熊本県阿蘇市黒川４０２	7人	知的障害者 精神障害者
くろかわ	熊本県阿蘇市黒川６７－２	9人	知的障害者 精神障害者

（定員の遵守）

第４条　事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第２章　運営の方針

（外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針）

第５条　事業者は、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

２　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

３　事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（外部サービス利用型指定共同生活援助における介護及び家事等）

第６条　外部サービス利用型指定共同生活援助の提供における介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

２　事業者は、外部サービス利用型指定共同援助の提供にあたって、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

３　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供にあたって、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による家事等の支援を受けさせないものとする。

（提供拒否の禁止）

第７条　事業者は、正当な理由なく外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んではならない。

（心身の状況等の把握）

第８条　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携）

第９条　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

２　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（地域との連携等）

第 10 条　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（入退居）

第 11 条　外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2　事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。

3　事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。

4　事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与）

第 12 条　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供にあたっては、利用者について、指定生活介護事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援（A型）事業所又は指定就労継続支援（B型）事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援を行うものとする。

2　事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

第３章　虐待防止及び身体拘束等の禁止のための措置

（人権の擁護及び虐待の防止等の禁止のための措置）

第 13 条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選任及び委員会の設置、その他必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

（５）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

（身体拘束等の禁止）

第 14 条　事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催する

とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第４章　従業者の職種、員数及び職務内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第 15 条　本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
(1)　管理者　１名（常勤、障害者支援施設の施設長と兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
(2) サービス管理責任者　２～４名（常勤・専従１名、常勤・兼務１～３名）
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
ア　次条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等に関すること。
イ　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
ウ　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
エ　外部サービス利用型指定共同生活援助の提供にあたって、利用者について、指定生活介護事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援（Ａ型）事業所又は指定就労継続支援（Ｂ型）事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
オ　他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。
(3) 世話人９名（常勤・専従）以上
世話人は、計画に基づき、利用者に対し、食事その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行う。

（外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等）
第 16 条　管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。
３　前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
４　サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生

活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、外部サービス利用型指定共同生活援助等の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成するものとする。この場合には、当該事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の福祉サービス等の利用も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるよう努めるものとする。

5　サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6　サービス管理責任者は、第４項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7　サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付するものとする。

8　サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、少なくとも六月に一回以上定期的に、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行うものとする。

9　前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

(1)　定期的に利用者に面接すること。

(2)　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第１項から第７項までの規定は、第８項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画の変更について準用する。

第５章　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容及び利用者から受領する費用の額

（外部サービス利用型指定共同生活援助の内容）

第 17 条　本事業所で行う外部サービス利用型指定共同生活援助の内容は次のとおりとする。

(1)　事業所で行う外部サービス利用型指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

①　利用者に対する相談

②　食事の提供

③　健康管理・金銭管理の援助

④　余暇活動の支援

⑤　緊急時の対応

⑥ 職場等との連絡調整
⑦ 財産管理等の日常生活に必要な援助
⑧ 食事や入浴、排せつ等の介護
⑨ 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービス の 提供（以下、「体験的な利用」という。）

(2) 事業者が委託契約を締結した指定居宅介護事業所（以下、「受託居宅介護サービス事業者」という。）による受託居宅介護サービスの提供

（受託居宅介護サービスの提供）

第 18 条　事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させるものとする。

3　事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

4　事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録するものとする。

（受託居宅介護事業者の名称等）

第 19 条　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

（１）事業者名　　社会福祉法人　阿蘇市社会福祉協議会
（２）事業者所在地　阿蘇市内牧９７６番地２
（３）事業所名　　ヘルパーステーションあそ
（４）事業所所在地　阿蘇市内牧９７６番地２

（利用者から受領する費用の額）

第 20 条　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条第３項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3　事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを利用者から受けるものとする。また、家賃の額については、法の規定により特定障害者特別給付費（以下、「家賃補助」という。）が支給された場合であって、法定代理受領により当該家賃補助が事業者に支払われた場合は、家賃の月額から当該家賃補助を控除した額とする。

治　誠　寮	1　家賃　　1月当たり　２０，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱水費、日用品費等　実費 ※電気代は個別メーター器の実費 ※共用分、居室分含む。
くんわホーム	1　家賃　　1月当たり　２０，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱水費、日用品費等　実費 ※電気代は個別メーター器の実費 ※共用分、居室分含む。
第二治誠寮	1　家賃　　1月当たり　２０，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱水費、日用品費等　実費 ※電気代は個別メーター器の実費 ※共用分、居室分含む。
コーポ赤水	1　家賃　　1月当たり　３５，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱費は個別メーター器の実費 水道料は1ヶ月２，０００円 ※共用分は実費負担（入居者で按分）
かがやきハイツ	1　家賃　　1月当たり　２５，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱水費、日用品費等　実費 ※電気代は個別メーター器の実費 ※共用分は実費負担（入居者で按分）
ひだまり	1　家賃　　1月当たり　３５，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱水費、日用品費等　実費 ※電気代は個別メーカー器の実費 ※共用分は実費負担（入居者で按分）
くろかわ	1　家賃　　1月当たり　３０，０００円 2　食材料費　朝食　３３０円　　夕食　６００円 3　光熱水費、日用品費等　実費 ※電気代は個別メーカー器の実費 ※共用分は実費負担（入居者で按分）

(1)　送迎サービスの提供に係る費用

利用者の希望による通院・買い物等の送迎を行った場合

燃料代　　1キロメートル当たり　３０円

ただし、複数の者で乗車した場合は乗車人数で総費用を除した費用とする。

(2)　預り金管理に係る費用　　1月当たり　1,500 円

4　事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5　事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第６章　入居に当たっての留意事項

（入居に当たっての留意事項）

第 21 条　利用者は、本事業を利用するに当たり、共同生活の維持に努め、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）利用に際しては、従業者の指示に従い秩序を乱す言動はしないこと、また緊急時における連絡先についても明確にする。

（２）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

（３）本事業の趣旨を理解し、規律ある生活をすること。

（４）火気の取扱いには常に注意し、所定の場所以外での喫煙はしないこと。

（５）故意に器物及び設備を破損し、または許可なくその他を持ち出さないこと。

（６）当規程第 24 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（７）やむを得ず従業者の運転する自動車に同乗する際には、運転者の指示に従い安全運転に協力する

第７章　緊急時における対応方法及び非常災害・感染症対策

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 22 条　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（夜間における対応）

第 23 条　事業者は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制をとるものとし、緊急時の連絡先及び連絡方法は下記のとおりとする。

連絡先及び連絡方法　：

（非常災害対策）

第24条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火

災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2　事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第25条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第26条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第８章　苦情解決その他運営に関する重要事項

（苦情解決）

第 27 条　事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（勤務体制の確保）

第 28 条　事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めるものとする。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

3　事業者は、当該事業所又は受託居宅介護サービス事業所者の従業者によってサービスを提供するものとする。

4　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（秘密の保持）

第 29 条　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3　事業者は、他の事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

（記録の整備）

第 30 条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2　事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から５年間保存するものとする。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第 31 条　事業者は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第１１６号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。

2　地域で生活する障害者の急な体調不良や介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能とする。

3　地域移行や親元から自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能とする。

（ハラスメント防止）

第 32 条　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第 33 条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人　やまなみ会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成１８年１０月１日から施行する

平成２１年　２月　１日　一部改正
平成２１年１１月　１日　一部改正
平成２２年　４月　１日　一部改正
平成２４年　１月　１日　一部改正
平成２６年　４月　１日　一部改正
平成２７年　７月　１日　一部改正
平成２７年１１月１５日　一部改正
平成２８年　７月１４日　一部改正
令和　２年　４月　１日　一部改正
令和　３年　４月　１日　一部改正
令和　４年　４月　１日　一部改正
令和　５年　４月　１日　一部改正
令和　５年　９月　１日　一部改正